

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 井上 英雄

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5KMU10200090	5KMD1AE0005 0001		7				
品名 または 件名							
貫流ボイラー洗缶点検保守役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
小平校				総務部管理課営繕班 藤井技官 (内282)			
搬入場所				納 期 また は 工 期			
				令和7年12月26日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年4月22日 (火) 11時00分 陸上自衛隊小平学校入札室(80号庁舎1階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な事項

ア 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において、等級が「役務の提供等」の「D」以上の者であること。(資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出して下さい。)

イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。(第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。)

ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室

(3) 入札条件

ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

ウ 落札決定方法：総額(税抜き)とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。

- エ 契約書等 : 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合、作成を省略できるものとする。
- オ 契約書書式 : 駐屯地標準契約役務請負契約条項を適用する。また、特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札金額、入札者氏名が識別し難い場合
- ウ 電報、電話、FAXによる入札
- エ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- オ その他入札に関する条件に違反した入札
- カ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他

- ア 郵便等による入札は、資格審査結果通知書を添えて入札前日の17:00担当者必着分までを有効とする。
- イ 郵便等による入札があり、再度入札となった場合の再度入札の日時については別示する。
- ウ 本公告掲載先：陸上自衛隊小平学校総務部会計課掲示板および陸上自衛隊小平学校・小平駐屯地HP
東部方面会計隊HP
- エ 入札及び契約事項に関する問合せ先
連絡先 〒187-0044 東京都小平市喜平町2-3-1
陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班 TEL 042 (322) 0661
内線348 担当 臼井 FAX 042 (321) 0664
- オ 仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊小平学校 総務部管理課営繕班
連絡先 TEL 042 (322) 0661 (代表) 内線282 (担当: 藤井)

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第7号
貫流ボイラー洗缶点検保守役務	作成年月日	令和7年4月10日
	作成部署名	小平学校総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する、貫流ボイラー洗缶点検保守役務（以下、役務）について規定する。

1.2 関係法令

- a) 建築保全業務共通仕様書（最新版）（以下、共通仕様書という。）
- b) 労働安全衛生法
- c) ボイラー設備の運転に係る各種法令等
- d) ボイラー設備に関する自衛隊関連規則

2 所在地及び対象設備

2.1 所在地

東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊 小平駐屯地

2.2 対象設備

対象設備については、表1のとおりとする。

表1-対象設備

設備名	型式	数量
多缶式貫流ボイラー	三浦工業 GC-2000ZS	4基
	伝熱面積 9.90m ²	
	蒸発量 2,000kg/h	
	最高使用圧力 0.98Mpa	
	燃種 13A・灯油	

3 一般事項

3.1 役務に関する事項

- a) 役務を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。また、安全管理及び危険防止に必要な資材等については契約の相手方の負担にて用意すること。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において補償を行うこと。
- b) 役務の実施に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料、油脂類等については、契約の相手方の負担とする。
- c) 役務を実施する者は、役務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
- d) 役務実施に伴い発生した発生材については、金属類については監督官の指定する集積場所まで運搬集積を行い、発生材調書を作成し提出すること。また、それ以外の発生材については、契約の相手方側の責任において適法に処理を行うこと。
- e) 役務を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- f) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

3.2 提出書類

契約の相手方は、表2に示す書類を各1部、提出するものとする。なお、細部は監督官へ確認の上、作成、提出すること。

表2-提出書類

No.	提出書類名称	提出時期	備考
1	役務着手届	契約後、速やかに	
2	現場代理人等通知書	契約後、速やかに	本役務実施に関連する資格書の写しを添付
3	工程表	契約後、速やかに	月間
4	日誌	役務完了後	作業実施日毎に作成
5	打合せ簿	打合せ後	打合せの都度作成
6	材料検査簿	材料搬入時	必要な場合のみ
7	写真	役務完了後	電子黒板可
8	発生材調書	役務完了後	必要な場合のみ
9	報告書	役務完了後	
10	役務完了届	役務完了後	

3.3 作業記録

- a) 契約の相手方は、本役務実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、交換部品等の使用材料、各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び監督官の指示する箇所を撮影する。
- b) 撮影した作業写真は、アルバム等に整理の上、役務関係図書等と共に監督官へ提出すること。

3.4 遵守事項

- a) 役務実施の時間帯については、平日午前8時30分から午後5時(午後0時～午後1時除く。)を基準とする。ただし、官側の都合により、休日及び課業外の作業を要求する場合がある。その他、監督官と協議の上、業務上必要と認められた場合について、休日及び課業外に実施することができる。
- b) 契約の相手方は、業務実施にあたり、直接または間接的に知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用することや、その他への公表などを行ってはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- c) 役務に関連の無い区域及び事務室内への立入りは禁止する。

4 特記事項

4.1 実施時期

- a) 洗缶点検保守実施時期については、性能検査受検日に基づき実施するものとし、表3のとおりとする。
- b) 性能検査受検日には現場代理人及び作業主任者が検査へ立ち会うものとし、監督官の指示に従い、検査受検後の復旧作業等を実施するものとする。

表3-実施時期

区分	洗缶点検保守実施期間	性能検査受検日	対象機器
前期	令和7年 5月 7日(水) ～令和7年 5月18日(日)	令和7年 5月19日(月)	1群 1、2号機
後期	令和7年10月14日(火) ～令和7年10月27日(月)	令和7年10月28日(火)	2群 3、4号機

4.2 実施要領

- a) 受注者は、点検対象設備に対して十分な知識及び作業内容を熟知した作業主任者を選定するものとし、製造者の点検等が必要な場合は、受注者が責任をもって、実施するものとする。
- b) 洗缶点検内容については、表4のとおりとし、表内「9.傾向管理」については製造メーカー技術者によるデータの取得及び点検を実施することとする。

- c) 洗缶点検保守に併せて、表5の部品を交換するものとする。なお、軟化装置樹脂の交換時期については、性能検査と連動しないものとし、監督官と協議するものとする。
- d) すべての実施事項の完了後、監督官の立会のもと、試運転調整を行い、機器が正常に作動するか確認するものとする。
- e) 報告書については、様式随意とするものの、事前に監督官の承認を得るものとし、提出部数については1部とする。

表4-洗缶点検保守内容

点検項目	点検内容
1. 固定部	各種ボルトの緩みの有無の点検
2. 外観の状況	蒸気又は水及び燃焼ガス漏れの有無の点検
3. 管内の状況	缶内状況のスケール・腐食の有無をカメラスコープにて点検
4. 付属品	
a. 安全弁	漏れの有無を点検する。
b. 給水ストレーナー	分解清掃を行い、各部品を整備
c. 水位制御筒	蒸気水漏れ及び劣化の有無を点検
d. 連続ブロー装置	連続ブロー電磁弁の点検及び漏れの有無を点検
e. 連続ブローストレーナー	分解清掃を行い、各部品を整備
f. 送風機	モータープーリー及びベルトの点検
g. バーナー	バーナー点検洗浄及び汚れの有無を点検
h. 圧力計	圧力計の誤差の点検
i. 真空破壊弁	漏れの有無を点検
j. ブローバルブ	ボールバルブ（ブロー用）の点検
5. 自動制御装置	
a. 電極式水位検出器	<ul style="list-style-type: none"> ・電極棒及び保持器の取付状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無の点検 ・電極棒の点検清掃保持器の点検
b. 火炎検出器	紫外線光電管の保護ガラス・保護筒の点検及び清掃
6. 軟化装置	硬度リークの有無及び配管の水漏れの有無の点検
7. 薬注装置	<ul style="list-style-type: none"> ・薬液漏れの有無の点検 ・薬液の吐出量の確認、塩水タンクの点検
8. 燃焼の状況	燃焼状態の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・排ガスの酸素濃度測定・調整 ・炉圧の測定 ・供給ガス圧の測定 ・一酸化炭素濃度の測定 ・燃焼試験 低燃焼及び高燃焼の確認
9. 傾向管理	・機器積算のデータを取得し、内容の点検
10. 各警報装置の点検	安全装置（低水位、不着火、感震試験）の作動点検
11. 電装制御盤の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・制御盤内端子の緩み及び埃等の点検及び清掃 ・インバーターの点検

表5-交換部品

品名	規格	数量	
		前期	後期
ゲージガラスASSY	280L用	2個	2個
リブベルト	5PK1480	2個	2個
安全弁	AF-5B-1	2個	2個
軟化装置樹脂	MS-150	2基	



